

相模原市開発事業基準条例の一部改正（案）の概要

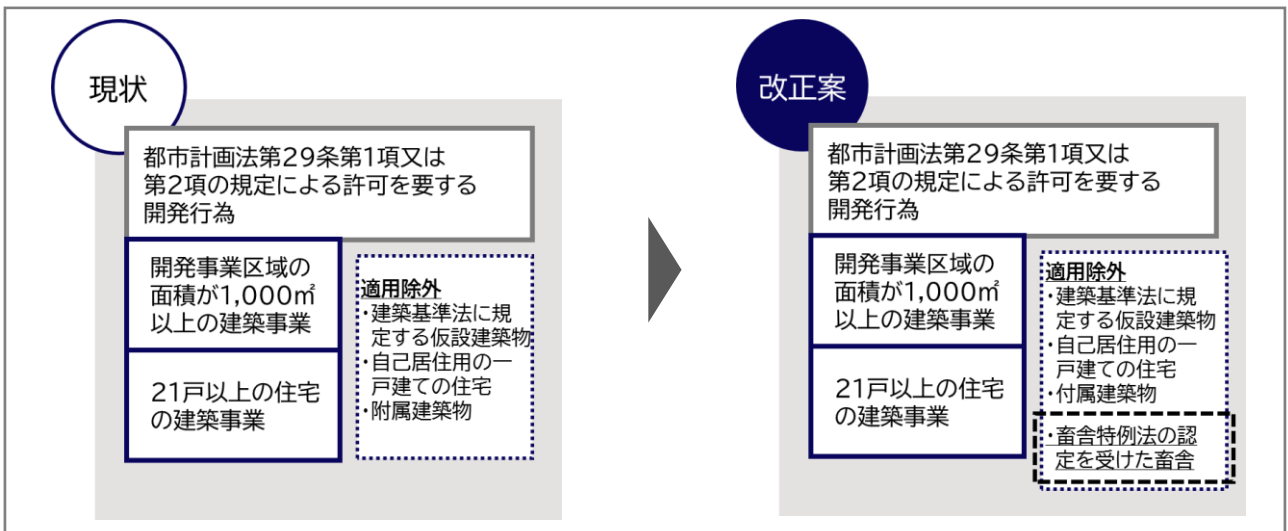
1 改正の趣旨

本市における一定規模以上の宅地造成、大規模な共同住宅の建築等の開発事業は、相模原市開発事業基準条例(平成17年相模原市条例第59号。以下「条例」という。)に基づき行われてきましたが、社会情勢の変化やこれまでの開発事業の状況等を踏まえ、より市民、開発者及び市相互が協働し、地域の特性に応じた魅力ある街の形成の実現に資するものとするため、条例の改正を行うものです。

2 主な改正の内容

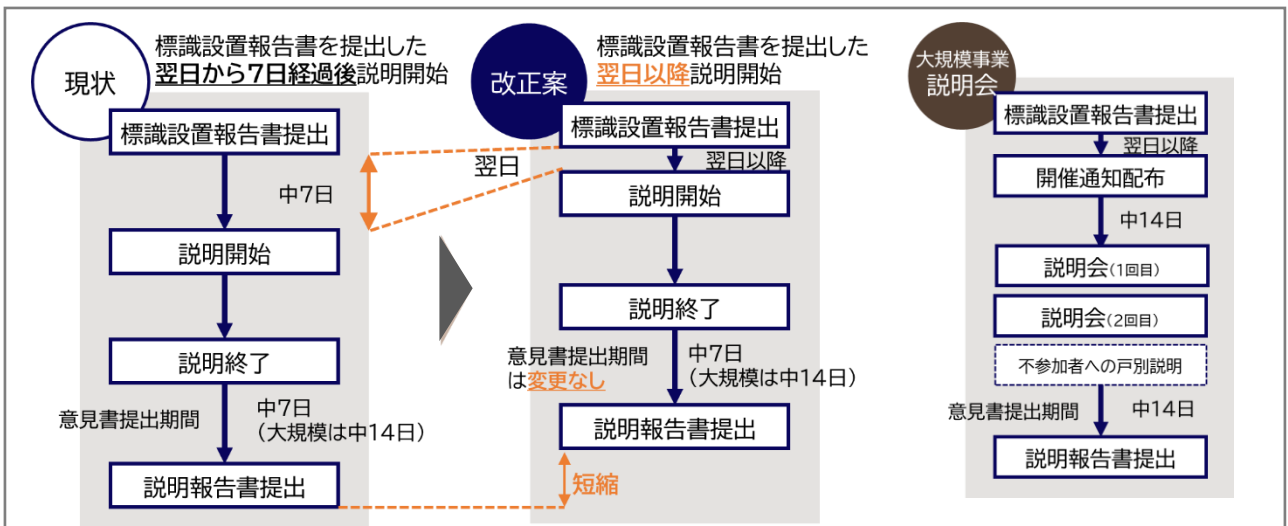
(1) 適用範囲に係る規定の改正

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)に規定する認定畜舎等の改築を行う開発事業については、条例の規定を適用しないこととします。

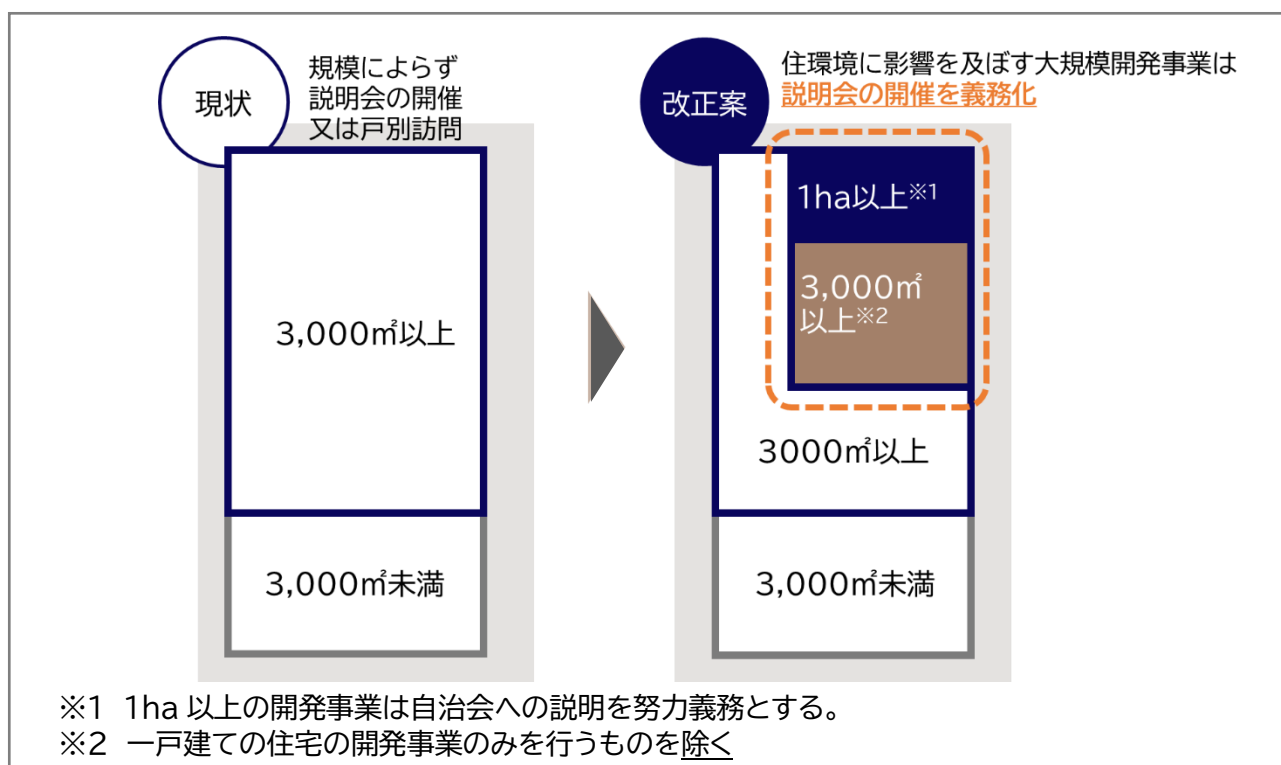


(2) 住民等への説明に係る規定の改正

ア 開発者が行う開発事業の計画の概要等の住民等への説明について、開発事業に係る標識設置報告書を提出した日の翌日から起算して7日を経過した日以後に行うこととしていたものを標識設置報告書を提出した日の翌日以後に行うこととします。



- イ 大規模開発事業に係る説明の方法について、説明会の開催又は戸別訪問としていたものを、一戸建ての住宅の開発事業のみを行うものを除き、説明会を2回以上開催することとし、説明会に参加しなかった者に対しては、戸別訪問をしなければならないこととします。
- ウ 開発者は、開発事業区域の面積が1ヘクタール以上の開発事業(一戸建ての住宅の開発事業のみを行うものを除く。)を行う場合は、開発事業区域に係る自治会に対して説明を行うよう努めなければならないこととします。
- エ 開発者は、説明会を開催しようとするときは、対象者に対し、7日前(大規模開発事業(一戸建ての住宅の開発事業のみを行うものを除く。)に係る説明会にあっては、14日前)までに、周知しなければならないこととします。



3 今後のスケジュール

令和4年12月15日から	パブリックコメント(意見募集)の実施
令和5年1月23日まで	
2月	市議会3月定例会議に改正条例案を提出
3月	改正条例の一部施行(2(1)に係る規定)
7月1日	改正条例の全部施行(2(2)に係る規定)